

## 02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業許可申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます（**仮申請**）。
- 仮申請後、申請先（保健所）での申請内容の確認後に、申請者宛てに支払い案内メールを送付します。  
**※ 許可更新申請、書換え交付申請、汚損・破損による再交付申請、廃止届は、電子申請と併せて、申請先（保健所）へ許可証（原本）の郵送提出が必要です。**
- 支払い案内メールに記載のURLから決済（クレジットカード・PayPay）していただき、申請完了となります（**本申請**）。
- 許可申請については、立入検査が必要となります。本申請完了後に申請先の担当者より、日程調整のご連絡をさせていただきます。
- 許可証の受け取り方法は、「郵送受取」または「保健所受取」が選択可能です。  
**※ 「郵送受取（郵送料負担）」は、郵送料（530円）を申請手数料と併せて納付していただきます。**  
**※ 「郵送受取（返信用封筒提出）」は申請時に返信用封筒（簡易書留、レターパック等）の提出が必要です。**

